内閣官房

内閣官房一1

TPP協定交渉に係る十分な情報提供と施策の強化について

【内閣官房 TPP政府対策本部】

[提案事項]

TPP協定交渉においては、労働力流入、食の安全・安心など国民生活や地方の経済活動に与える影響、関係国との協議内容などについて、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うとともに、戦略的に交渉を進め、国益を守り抜き、米や畜産物などの重要品目について、聖域を確保し、交渉除外の対象として、万全な対応を行うこと

【現状・背景】

- ○TPP協定は、安価な労働力の流入、食品の安全、国民皆保険制度、知的財産、ISD 条項など国民生活の幅広い分野にわたる。
- ○平成25年3月15日に安倍首相がTPP協定交渉への参加を表明し、同年7月のマレーシア会合から正式に参加し、協議が進められているが、参加国全体での合意は得られておらず、現在も交渉は継続されている。
- ○本県内では、幅広い分野に影響を及ぼすことが危惧されるため、農業団体、商工団体、 消費生活団体、医師会などからなる「TPP交渉参加阻止に向けた対策会議」が、平成 24年度から数度にわたり反対集会を開催している。
- 〇山形県議会は、平成 25 年 3 月 18 日に「農林水産業・農山漁村の衰退につながるTPP への交渉参加に反対する意見書」を可決し、同年 10 月 8 日には、「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉における聖城の確保を求める意見書」を可決している。

【本県の取組み】

- ○参加表明前の平成 24 年 4 月 11 日、内閣官房と全国知事会農林商工常任委員との意見交換会に出席した知事は、国として戦略を持って協議に臨むこと、協議から得られる情報や対応すべき課題について丁寧に情報を開示すること、そのうえで、地方も含めた各界各層の議論を尽くし、それらを踏まえた実効性のある施策を検討し提示するとともに、国民的な合意形成を進める必要があると主張した。
- ○参加表明後は、平成 25 年 3 月 21 日、全国知事会として安倍首相に対し、「今後、国民 に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと」、「農林水産業については、将来に わたり持続的に発展していけるよう、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずるこ と」等の要請を行った。
- ○交渉参加後においては、本県としても、「平成27年度 政府の施策等に対する提案」において、「TPP協定交渉参加に係る国民への十分な情報提供と施策の強化について」を提案。また、平成26年7月に全国知事会として再度要望するとともに、平成26年11月には、北海道東北地方知事会による「TPP協定及び日豪EPAに関する緊急要請」を行い、「農林水産分野における重要品目の関税を維持するなど、我が国の食料自給率の向上を支える農林水産業の持続的な発展が図られるよう万全の対応を行うこと」等を要望した。

【課題】

○本県の基盤産業である農林水産業については、TPP協定によって多大な影響を受けることが危惧され、関連する製造業、観光業など幅広い産業にも波及することから、地域経済に打撃を及ぼすような状況にならないようにすることが求められる。

山形県担当部署:企画振興部 企画調整課 TEL:023-630-2896

内閣官房-2

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による東北復興への波及について

[内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室] 【総務省 大臣官房企画課】 【文部科学省 スポーツ・青少年局競技スポーツ課】

[提案事項]

「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」(以下、「東京 2020 大会」)の開催にあたり、スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を被災3県はもとより、東北地方全体に波及させ、大会後も遺産(レガシー)として継承できるような政策を講じること

- (1) 東北地方からのオリンピック・パラリンピック選手の輩出に向けて、競技力向上の 効果的な取組みを継続的に実施できるよう支援すること
- (2) スポーツ振興や国際交流の促進等に繋がる選手団の事前キャンプについて、復興の 発展途上にある東北6県への優先的な誘致が実現できるよう、積極的に支援すること
- (3) 被災者や避難者等の参加による聖火リレー等により、復興した東北の姿を全世界に 発信するとともに、避難者等をはじめ東北 6 県の住民と参加選手との交流イベント等 を開催すること
- (4) 大会開催時のみならず、その前後も東北を訪れる外国人観光客の持続的な拡大に向け、「クールジャパン戦略」の一層の推進等により、特色ある自然や祭り、伝統文化、食、観光などの東北 6 県の魅力を発信・アピールするとともに、広域観光ルートの構築等を支援すること

【現状・背景】

- ○東京 2020 大会については、平成 27 年 2 月に、大会組織委員会がIOC及びIPCに、大会のビジョンや取組内容などをまとめた「大会開催基本計画」を提出したほか、政府では、専任担当大臣の新設やスポーツに関する施策を総合的に推進するためのスポーツ庁の設置準備などが進められている。
- ○IOCは、オリンピック競技大会のよい遺産(レガシー)を、開催都市並びに開催国に 残すことを使命と役割の一つとしており、大会組織委員会は、東京 2020 大会について も単にスポーツの大会としてだけではなく、2020 年以降も含め、日本や世界全体に対 し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功さ せるとして、今後、それを"オールジャパン"体制で具現化するための取組内容を「ア クション&レガシープラン」に明確化していくとしている。

【本県の取組み】

○平成 26 年 2 月、東京 2020 大会等に向けた取組みを部局機断的に推進していくため、県庁内に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック スポーツ 振興・地域活性化プロジェクトチーム」を設置し、大会開催に向けて、トップアスリートの育成や、事前キャンプ誘致等オリンピック関連事業の推進、海外からの誘客促進に取り組んでいる。



ナショナルトレーニングセンター高地トレーニング強化拠点施設 「歳王坊平アスリートヴィレッジ」(上山市)

○平成 27 年 2 月、県内 8 大学等との共催により、全国初の地域主催による東京 2020 大会に向けたシンポジウムを開催し、県民意識の高揚やボランティア人材育成などへの取組みを進めている。

【課題】

- ○スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を被災3県はもとより、東北地方全体に波及させ、大会後もレガシーとして継承していくため、地域の主体的な取組みを基本としつつ、大会組織委員会と運動した政府の強力な支援のもと、積極的な推進が必要である。
- ○また、地方における競技スポーツの強化には、中長期的な安定した強化体制の維持が必要であり、財源の確保が課題である。

山形県担当部署:企画振興部 県民文化課 スポーツ振興・地域活性化室 TEL:023-630-3156 教育庁 スポーツ保健課 競技スポーツ推進室 TEL:023-615-7925

内閣官房一3

水資源・森林保全対策の推進

【内閣官房 水循環政策本部】 【環境省 水·大気環境局 水環境課】

[提案事項]

水が公共性の高い重要な資源であることに鑑み、水資源を保全するだめに必要な土地 の売買、利用及び開発等を規制する法律の整備を行うこと

【現状・背景】

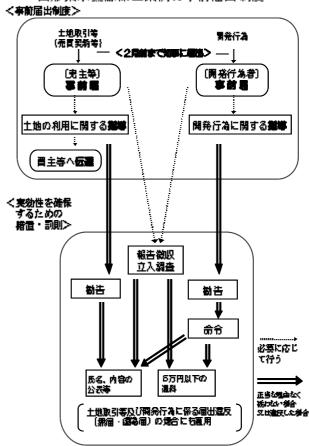
- ○本県では、外国資本や企業による森林買収の事例が発生しており、水資源や森林資源、 自然環境の保全への影響を懸念せざるを得ない状況が生じつつある。
- ○平成 23 年4月に改正された森林法では、新たに森林の土地所有者となった場合には市町村長への届出が義務付けられた。
- ○平成 26 年4月に制定された水循環基本法では、政府は必要な法制上の措置等を講じなければならないこととされた。
- ○政府においては水循環基本計画を平成 27 年夏までに作成し、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされているが、水資源の保全を図る目的から森林等の水源涵養機能を有する土地の売買や開発行為について事前にチェックするための法制度などの措置が求められているところである。

【本県の取組み】

- ○平成 25 年 3 月に「山形県水資源保全条例」を制定し、水資源保全地域における土地 取引及び開発行為に係る事前届出制を導入している。
- ○水資源の保全に関する施策の総合的な推 進を図るため、山形県水資源保全総合計 画を平成 25 年 9 月に策定し、水資源の保 全を図るための取組みを推進している。
- ○市町村においても水資源の保全を図ることを目的とする条例を制定するなどの水 資源の保全に係る取組みが見られる。

【課題】

○水資源の保全を図るための土地の売買、 利用及び開発等に係る許可制度など法律 による実効性の高い規制措置が必要である。 山形県水資源保全条例の事前届出制度



山形県担当部署:環境エネルギー部 環境企画課 TEL: 023-630-2921

内閣官房一4

地方の取組みを支援する自由度の高い地方創生交付金の創設

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府 地方創生推進室】

[提案事項]

- (1) 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方創生に向けた取組みに効果的かつ継続的に活用できる包括的な交付金を、大胆な規模で早期に設けること
- (2) その使途については、地方が自らの有する資源や特性を活かして施策を講じることができるよう、自由度の高いものとすること

【現状・背景】

- ○平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月27日に閣議決定した。
- ○都道府県及び市町村においても、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「地方版総合戦略」という。)を策定するよう努めなければならないこととされている。
- ○政府の平成26年度補正予算において、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 (地方創生先行型)」が創設され、「地方版総合戦略」の早期かつ有効な策定・実施に 対して支援を行うこととされた。
- ○上記の交付金の平成28年度以降の取扱いについては、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「2016年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」とされている。

【本県の取組み】

- ○本県においては、平成26年6月に、人口減少対策を効果的かつ総合的に推進するため、 「人口減少対策プロジェクトチーム」を設置した。
- ○プロジェクトチームにおいては、①総合的な少子化対策、②人材の県内定着・回帰、③ 活力ある地域づくり、④産業振興・雇用創出戦略、の4分野において、これまでの施策 を評価・検証するとともに、新たな施策の方向性について検討を行った。
- 〇この検討内容を踏まえ、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算に新規・拡充施策 を盛り込み、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金〔地方創生先行型〕」を活 用しながら、取組みを強化することとしている。
- ○また、平成27年10月中には「地方版総合戦略」を策定し、事業の効果検証を行いながち、 「やまがた創生」の実現に向けて取り組んでいく予定である。
- ○県内の各市町村においても、それぞれの実情に応じた「地方版総合戦略」の策定に向けて取り組んでいる。

【課題】

- ○「やまがた創生」の実現に向けては、幅広い施策について、早急に、かつ、息の長い取 組みを行う必要があり、交付金による財政支援が平成26年度補正予算限りの措置となる ことなく、地方一般財源の確保と併せて、長期的・安定的に講じられることが必要であ る。
- ○また、地方の自主性を最大限発揮できるよう、その使途については制限することなく、 幅広い事業に活用できる制度とする必要がある。

山形県担当部署:企画振興部 企画調整課 TEL:023-630-2895 企画振興部 市町村課 TEL:023-630-2235

総務部 財政課 TEL:023-630-2044

内 閣 府

東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援

【内閣府】 【復興庁】

[提案事項]

- (1) 平成23年度に入居された避難者のうち早い方で平成28年3月までとなっている 民間借上げ住宅の供与期間について、被災地の復興状況に応じ、複数年を含めた延長 を行うこと
- (2) 民間借上げ住宅の住み替えについて、避難者の置かれた厳しい生活状況に配慮し、 災害救助法の適用を図ること

【現状・背景】

- ○東日本大震災後、本県には、福島県をはじめ被災県からピーク時には1万3千名を超える方々が避難していた。今なお、約4千名の方々が、これからの先行きが見通せないまま避難生活を余儀なくされている。
- ○本県が実施した避難者アンケートにおいて、「家族の一部で避難」は半数を超えており、二重生活を強いられ経済的に厳しい状況に置かれている。
- ○避難者アンケートにおいて、民間借上げ住宅に入居期 限があることに困っている回答が 50.8%と多かったほか、供与期間の延長が 1 年毎であるため将来的な見通



生活支援相談員による訪問活動

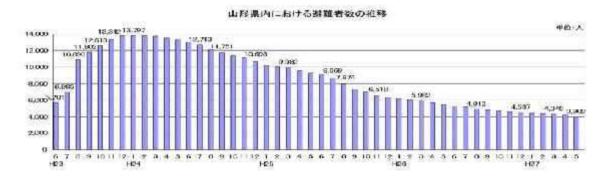
しが立てられないことから、複数年の延長を望む声も寄せられた。また、住み替えが認められないことに困っている回答も多かった。

【本県の取組み】

- ○本県では、被災県からの応援要請に基づき、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、避難者に提供している。
- ○避難者に対し、生活支援相談員による訪問相談活動や心のケア、子育て支援、安心して 暮らすために必要な情報の提供等、行政機関のみならず、住民、ボランティア団体等が 一体となり支援に取り組んでいる。

【課題】

- ○現在の応急仮設住宅の供与期間は、最長5年間となっており、被災地域では災害公営住宅の建設、インフラの整備、除染作業等に取り組んでいるものの、復興にはなお時間を要する状況にある。
- ○応急仮設住宅の供与期間は、1年を超える範囲での延長が認められないため、避難者は 将来的な生活設計を立てられない状況にある。
- ○民間借上げ住宅の住み替えについて、災害救助法では原則として認められていないが、 避難生活が長期化し、健康状態の悪化や避難家族の増加、出産、子どもの成長等家族環境が変化していること等から、住み替えを望む避難者世帯が依然として多い状況にある。



山形県担当部署:環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課復興・避難者支援室 TEL:023-630-3164

政府の出先機関の事務・権限の移譲について

【内閣府 地方分権改革推進室】

[提案事項]

政府の出先機関の事務・権限について、都道府県への移譲をより一層推進すること

- (1) ハローワークについては、既に政府と地方による「一体的実施」が行われていることから、その検証を行いつつ、速やかに事務・権限や財源の移譲を行うこと
- (2) 政府直轄の道路・河川について、国民生活・経済を支えるため、政府が継続して維持・管理する必要のある基幹的なものを除いては、都道府県等の意向を確認の上、手上げ方式による選択的な移譲をすることとされたが、個別協議及び受入れの前提となる財源について、所要の法整備を行った上で、確実かつ明確に措置すること
- (3) 中小企業支援など、実現に至っていない事項についても、平成 26 年に創設された提案 募集方式に基づいて改めて地方から提案があった場合は、移譲する方向で検討を進めること

【現状・背景】

- ○政府の出先機関の事務・権限の移譲については、平成25年度まで「地方分権改革推進委員会」(平成19年4月設置)の勧告に対応する形で進められ、平成25年12月に「事務・権限移譲等に関する見直し方針」が決定された。同方針では、東日本大震災の発生を踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は、政府の基本的實務であるとして、政府が引き続き管理する必要のある道路・河川については移譲の対象としないこととされた。これ以外の直轄道路・河川は、手上げ方式により、都道府県に権限を移譲することとされたが、その財源については、今後、内閣府が主導し政府内で引き続き検討を進めるとされた。また、政府と地方が一体的な取組みを進めているハローワークは、求人情報の地方自治体への提供という、権限移譲以外で見直すとされ、また、農地転用や中小企業の支援など地方からの要望が強い分野は、対応が見送られた。
- ○平成26年からは、委員会勧告に代わり、地方の発意に根ざした移譲等を推進する「提案募集方式」が新たに導入され、初年度は、全国126の自治体等から提案のあった953件について、地方分権改革推進本部において実現に向けた検討が行われた。その結果、提案の約6割について、各府省が何らかの対応を行うことが決定されるとともに、そのための第5次一括法案が27年通常国会へ提出された〔現在審議中〕。
- ○この中で、長年にわたって地方が移譲を求めてきた農地転用許可の権限が、概ね全て県 等へ移譲されることとなった。一方、何らかの対応を行うとされた事項でも、ハローワ 一クの移管をはじめ、権限移譲や規制緩和にまで踏み込んでいないものが多数残された。

【本県の取組み】

- ○平成25年度から、適職診断やカウンセリングを行う「県若者就職支援センター」、生活 資金や住居の相談にも応じる「県求職者総合支援センター」、職業紹介や求人開拓を行 う労働局の「ハローワーク」の3機関が、住民サービス向上の視点から、ワンストップ 機能の窓口を開設し、政府と地方の「一体的実施」に取り組んでいる。
- ○平成26年度からは、女性の就業を総合的に支援する窓口「マザーズ・ジョブ・サポート山形」を開設したほか、「一体的実施」の取組みについてもこれまでの山形・庄内2箇所から26年度に最上・置賜を加え県内全域に展開を拡大したところである。これらの取組みを踏まえ、本県は、平成26年度の地方分権改革に係る提案募集において、ハローワークの一体的実施等の成果を検証し、地方へ早期に移管するよう提案した。

【課題】

- ○高速道路の整備などの全国的な格差の大きい基幹的な社会資本については、今後も政府 の責任において整備を協力に推進していく必要がある。また、直轄道路・河川の手挙げ 方式による事務・権限の移譲に当たっては、事務を遂行するための税財源の移譲が必要 である。
- ○住民生活に密着した行政サービスを一層向上させていくため、ハローワークの事務・権 限の移譲など、地方分権改革に係る提案募集において多数の提案があり、実現に至って いない案件については、実現に向けて、速やかに検討を進める必要がある。

山形県担当部署:企画振興部 企画調整課 TEL:023-630-2164

市町村が主体となった地域づくりの推進

【內閣府 地方創生推進室】 【総務省 自治行政局 地域自立応援課】

【提案事項】

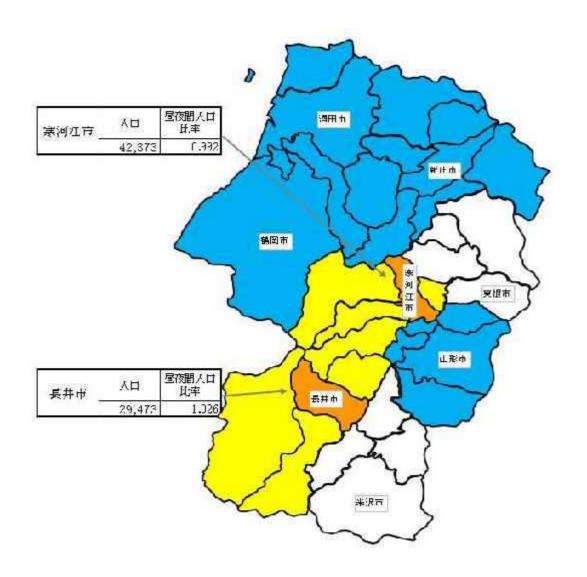
- (1) 中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件を緩和すること
 - (人口:5万人程度以上→概ね3万人以上、昼夜間人口比率:1以上→概ね1以上)
- (2) 地方創生人材支援制度において、広域連携に取り組む市町村への派遣が可能となるよう、増員を図るとともに、人口5万人以下とされている派遣対象となる市町村の規模要件を緩和すること

【現状・背景】

- ○地方では、人口の流出に歯止めがかかっておらず、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のため、広域連携が課題となっている。
- ○こうした中、政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みの構築が必要であるとし、定住自立圏の協定締結等の圏域数を今後5年間で140圏域(2014年4月時点:79圏域)まで増やすことを目標として掲げている。
- ○定住自立圏の中心市の要件については、①人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上であることとされている。
- ○定住自立圏構想推進のための財政支援としては、中心市及び近隣市町村の取組みに関する包括的財政措置のほか、専門性を有する外部人材の活用に対する財政措置等もあるが、 常勤職員の給与に相当する経費は対象外とされている。
- ○また、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や民間 人材を市町村長の補佐役として派遣する「地方創生人材支援制度」について、本県では、 3 市町から希望があったが1名のみの派遣にとどまっている。

【本県の取組み】

- ○本県では、山形市、鶴岡市及び酒田市の3市をそれぞれ中心市とする定住自立圏が形成され、連携の取組みが進められているほか、新庄市においても平成27年2月に中心市宣言を行ったところである。
- ○県では、平成26年度に県内4地域ごとに「新たな広域連携等に向けた研究会」を設置 し、今後の人口減少に向けた対応や、行政運営における様々な自治体間連携のあり方な どについて、県及び市町村で議論を行っている。
- ○本研究会では、企業誘致や工業団地の造成に向けた広域的な連携の必要性や、町外の病院等に通うための公共交通機関維持対策の必要性、さらには、定住自立圏の中心市の人口要件の見直しの必要性などの意見が出されているところである。



【課題】

- ○通勤・通学、買い物、医療など、日常生活の各分野で行政区域を越えた生活圏が形成されている地域において、地域の実情に応じた新たな広域連携に取り組む契機として、定住自立圏の形成による後押しが求められている。
- ○県内には歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる素地があるものの、中心市の要件を満たさない市町村も存在する。 寒河江市では昼夜間人口比率が1未満、長井市では人口が4万人未満であることから、中心市となる要件を満たすことができず、定住自立圏を形成できない状況にあり、改善を図っていく必要がある。
- ○また、地域の資源を活かした産業・雇用の創出に向けた広域連携の推進等を盛り込んだ「地方版総合戦略」を推進するに当たり、市町村長の補佐役となる専門人材を受け入れながら、地域連携が有効に機能するよう取り組んでいく必要がある。

山形県担当部署:企画振興部 市町村課 TEL:023-630-2680

地方の取組みを支援する自由度の高い地方創生交付金の創設

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府 地方創生推進室】

[提案事項]

- (1) 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方創生に向けた取組みに効果的かつ継続的に活用できる包括的な交付金を、大胆な規模で早期に設けること
- (2) その使途については、地方が自らの有する資源や特性を活かして施策を講じることができるよう、自由度の高いものとすること

【現状・背景】

- ○平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月27日に閣議決定した。
- ○都道府県及び市町村においても、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「地方版総合戦略」という。)を策定するよう努めなければならないこととされている。
- ○政府の平成26年度補正予算において、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 (地方創生先行型)」が創設され、「地方版総合戦略」の早期かつ有効な策定・実施に 対して支援を行うこととされた。
- ○上記の交付金の平成28年度以降の取扱いについては、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「2016年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」とされている。

【本県の取組み】

- ○本県においては、平成26年6月に、人口減少対策を効果的かつ総合的に推進するため、 「人口減少対策プロジェクトチーム」を設置した。
- ○プロジェクトチームにおいては、①総合的な少子化対策、②人材の県内定着・回帰、③ 活力ある地域づくり、④産業振興・雇用創出戦略、の4分野において、これまでの施策 を評価・検証するとともに、新たな施策の方向性について検討を行った。
- 〇この検討内容を踏まえ、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算に新規・拡充施策 を盛り込み、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金〔地方創生先行型〕」を活 用しながら、取組みを強化することとしている。
- ○また、平成27年10月中には「地方版総合戦略」を策定し、事業の効果検証を行いながち、 「やまがた創生」の実現に向けて取り組んでいく予定である。
- ○県内の各市町村においても、それぞれの実情に応じた「地方版総合戦略」の策定に向けて取り組んでいる。

【課題】

- ○「やまがた創生」の実現に向けては、幅広い施策について、早急に、かつ、息の長い取 組みを行う必要があり、交付金による財政支援が平成26年度補正予算限りの措置となる ことなく、地方一般財源の確保と併せて、長期的・安定的に講じられることが必要であ る。
- ○また、地方の自主性を最大限発揮できるよう、その使途については制限することなく、 幅広い事業に活用できる制度とする必要がある。

山形県担当部署:企画振興部 企画調整課 TEL:023-630-2895

企画振興部 市町村課 TEL:023-630-2235 総務部 財政課 TEL:023-630-2044

地域の発展を牽引し、雇用の受け皿となる企業立地の促進

【内閣府 地方創生推進室】 【総務省 自治財政局 交付税課】

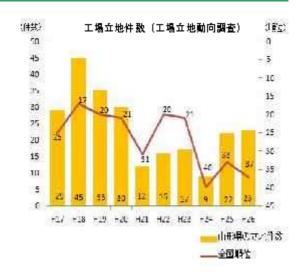
【経済産業省 経済産業政策局 立地環境整備課、産業施設課】

[提案事項]

- (1) 地方における雇用の場の確保と企業の立地促進のだめ、地方創生による地方への本社機能等の移転促進に対する支援の充実はもとより、企業立地促進法に基づく地方税の減免に対する減収補填措置の対象となる土地・家屋等の取得金額の引き下げや、機械装置等の資産を対象とするなど、地方自治体に対する財政支援を拡充すること
- (2) 地方創生をはじめ企業立地促進の各種施策の効果把握にも資するよう、雇用に着目し、 コールセンターなどを含む幅広い業種を対象とした全国的な調査を創設すること

【現状・背景】

- 地方においては、生産の集約化等により、 工場が撤退し、税収や雇用などが失われる 事例が増えている。
- 企業の本社機能の地方への移転については、 地方創生の動きの中で、税制上の優遇措置 や、地方税を減税した場合の減収補填が実 施される。
- 一方で工場等の立地については、企業立地 促進法に基づく特別償却や「成長産業・企 業立地促進等事業費補助金」が廃止される など、支援が縮小されてきている。
- 企業立地促進法に基づき、立地をした企業 に対し地方公共団体が地方税 (固定資産 税・不動産取得税)を免除した場合に地方 交付税による減収補填措置の対象となるの



- は、製造業では、土地や家屋の取得価格の合計額が2億円(農林漁業関連業種では5,000万円)を超える必要があり、また、機械装置等の資産については対象になっていない。
- 現在の企業立地に関する統計調査は製造業等に限定されており、雇用の改善効果の大き いコールセンター等の立地は調査に反映されていない。

【本県の取組み】

- 本県では、企業立地を促進するため、本県の多様な技術の集積を活かせる分野に重点を 置いた戦略的な企業誘致活動を展開している。
- 本県の市町村はすべて豪雪地帯対策特別措置法に規定される豪雪地帯であり、企業を誘致する条件として不利であることから、建物や機械装置等の資産について固定資産税の免除など優遇措置を行うなど、市町村独自の助成制度を実施している。
- 県においては、山形県企業立地促進補助金において、立地企業の雪対策として消雪・除雪・利雪設備を設置するための費用を補助するなど、企業立地の促進を図っている。 また、企業の本社移転に対する補助制度を創設している。

【課題】

- 企業立地促進法に基づく地方交付税の減収補填措置において、立地する企業が取得する 土地・家屋等の金額要件の引き下げなどにより、中小企業者の立地の促進を図っていく 必要がある。
- 現状では製造業の立地に関する調査しかなく、企業立地促進の各種施策の効果や、地域の発展状況の全体像が把握しにくい状況にあることから、雇用に着目し、幅広い業種を対象とした調査が必要である。

山形県担当部署:商工労働観光部 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-2548

有機エレクトロニクス分野において世界を牽引する拠点形成を 目指す取組みへの支援の充実

【内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)】 【文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課】 【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域新産業戦略室】

[提案事項]

世界トップ水準の有機エレクトロニクス技術の活用・発展により、国際競争を勝ち抜ける、有機エレクトロニクス産業の国内における一大集積地の形成に向けて、地域イノベーション戦略地域の選定地(山形県)への支援に係る予算の継続的な確保・充実などにより、政府を挙げた取組みを推進すること

- (1)「地域イノベーション戦略支援プログラム」の支援期間の延長による、研究開発から事業化まで、有機エレクトロニクス分野において世界を牽引する拠点形成を目指す山形大学の人材集積や研究開発環境整備への支援
- (2) 有機トランジスタ、有機太陽電池、蓄電デバイス等の有機エレクトロニクス関連 の研究成果を活かした産業化を促進するため、企業との共同研究や事業化のための 支援策の充実

【現状・背景】

○ 本県は、文部科学省から「地域イノベーション戦略支援プログラム」の採択を受け、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、我が国を牽引する研究開発の拠点地域として、有機エレクトロニクス分野に係る人材の集積や研究開発、事業化を推進している。また、当該事業は平成 27 年度に同省より事業評価が実施されるが、評価結果によって、さらに 3 年間の事業延長が可能となっている。



- 平成15年度から7年間、有機EL照明の開発プロジェクトを展開し、世界最高水準の照明パネルを開発し、世界で初めて有機EL照明パネルの商業生産を行う事業会社が県内に設立された。
- 平成 22 年度から、有機ELの事業化支援拠点「有機エレクトロニクス事業化推進センター」、産学官金の推進体制「有機エレクトロニクス産業集積会議」を設置し、企業による有機EL関連の事業化を推進している。また、国内外から有機エレクトロニクス分野の卓越研究者を結集し、有機トランジスタなど世界最先端の技術を開発している。
- 平成 25 年4月には、経済産業省・文部科学省の支援の下、山形大学 と県内外の企業が、最新の有機エレクトロニクス技術の実用化を共同で 推進する拠点「有機エレクトロニクスイノベーションセンター」が稼動 し、先端的な研究成果の事業化・産業化に取り組んでいる。



有機 トランジスタ



有機太陽電池



蓄電デバイス

【課題】

○ 有機エレクトロニクス技術の蓄積があり、環境整備の進む本県地域を、研究から事業 化までが一体的に展開され、世界を牽引する我が国のイノベーション拠点とするため、 国の積極的な支援による人材や研究開発環境の一層の充実、更には産業化を加速するため、 数品への応用や国内外の市場の開拓に国を挙げて取り組んでいくことが必要である。

山形県担当部署:商工労働観光部 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-2137

内閣府-7

有機EL照明の市場形成に向けた政府を挙げた取組みの推進

【内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)】

【文部科学省科学技術·学術政策局 産業連携・地域支援課、文化庁 文化財部 美術学芸課】 【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域新産業戦略室、 商務情報政策局 情報通信機器課】

[提案事項]

LEDに次ぐ日本発の照明として期待される有機EL照明の世界に先駆けた市場形成に向け、政府が主導して早期の市場拡大に取り組むこと

- (1) 有機日日照明の世界市場での優位性確保に向け、我が国の規格が国際標準となるよう、政府における国際標準化の取組みの加速
- (2) 有機EL照明の国立文化施設をはじめとする政府の施設等での積極的な導入
- (3) 有機EL照明の市場開拓に向け、製品開発や製造に取り組む企業の海外出展に対する支援など販路拡大策の充実

【現状・背景】

- 山形大学では、平成 26 年度~28 年度、 経済産業省の委託を受けて、国際標準化 規格の確立に向け、有機EL照明の特性 に応じた性能評価方法について研究を進 めているが、韓国をはじめ国際的な競争 が激化しており、いち早く国際照明委員 会等への提案が必要となっている。
- 山形県内では有機EL照明パネルの生産企業を核に、県内の企業等が連携して、 有機EL照明の製品開発を推進しているが、国際的なマーケット獲得に向けては、 各国企業が激しく競争している。

【本県の取組み】

- 平成15年度から7年間、有機EL照 明の開発プロジェクトを展開し、世界最 高水準の照明パネルを開発し、世界で初 めて有機EL照明パネルの商業生産を行 う事業会社が県内に設立された。
- 平成 22 年度から、有機 E L の事業化支 授拠点「有機エレクトロニクス事業化推 進センター」、産学官金の推進体制「有 機エレクトロニクス産業集積会議」を設 置し、企業による有機 E L 関連の事業化 を支援している。また、国内外から有機 エレクトロニクス分野の卓越研究者を結 集し、有機トランジスタなど世界最先端 の技術を開発している。
- 平成 25 年 4 月からは、経済産業省・文部科学省の支援の下、山形大学と県内外の企業が、最新の有機エレクトロニクス技術の実用化を共同で推進する拠点「有



シャンデリア型の EL 照明(東京駅グランルーフ内店舗)



高級牛肉店での導入 (山形県米沢市)



県立博物館での導入 (山形県山形市)

機エレクトロニクスイノベーションセンター」が稼動し、先端的な研究成果の事業化・産業化に取り組んでいる。

○ 企業による有機EL照明関連の事業化の加速のため、有機ELの特性を最大限活かせる博物館等の文化施設をはじめとする多数の県有施設で利用している外、市町村や民間施設での活用を積極的に支援している(平成25年度~26年度で117施設に導入)。

【課題】

○ 有機EL照明市場が黎明期にある中で、照明パネル開発競争は世界的に激化してきて おり、今後の市場拡大を見据え、我が国の有機EL照明が優位性を確保していくため、 照明パネルの国際標準化規格の早期確立や、有機EL照明製品の海外市場への積極的な 投入による国際的なマーケットのいち早い獲得に向け、国を挙げた取組みが必要である。

山形県担当部署:商工労働観光部 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-2137

世界最先端のバイオ技術を核とした新産業の創出など 地方創生の取組みに対する支援の充実強化

【内閣府 地方創生推進室、政策統括官(科学技術・イノベーション担当)】 【文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課】 【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域新産業戦略室】

[提案事項]

世界最先端のバイオ技術を活用した新たな基幹産業を創出し、地域の活性化による先 導的な地方創生を実現するだめ、地方創生特区の指定など、各種制度の集中的な適用に よる国を挙げた一体的な取組みの推進

- (1) 新産業を核に、企業や人材、資金を呼び込む地方の新たな取組みに対し、地方創生 特区制度などによる柔軟かつスピーディーな規制改革等の推進
- (2) 地方創生の推進を担う先端的なバイオ研究・開発を支える慶應義塾大学先端生命科 学研究所の世界的な拠点形成に向けた研究基盤の強化に対する支援の充実
- (3) 同研究所発ベンチャー企業によるクモ糸繊維等の構造タンパク質素材の人工合成技 術を核とした次世代基幹素材の世界に先駆けた産業化に対する支援の充実強化

【現状・背景】

- ○本県では、慶應義塾大学先端生命科学研究所の先導的 なメタボローム解析技術を核としたバイオ関連産業の 集積を促進するため、同研究所に対する支援や研究成 果を活用した事業化の促進、バイオ関連産業の誘致な どに取り組んでいる。
- ○同研究所発のベンチャー企業が開発した合成クモ糸織 雄は、強靭性と伸縮性を併せ持つ次世代の基幹素材と して注目されており、世界的な開発競争の中で、量産 化体制の確立や先駆的な市場開拓等が求められている。



合成クモ系機織(Spiber側)

○こうした国際競争力のある研究開発を加速し、国内産 業を牽引する新産業の創出やバイオ関連産業の集積促進を図っていくためには、国を挙 げた取組みが必要である。

【本県の取組み】

- ○本県では、同研究所の研究教育活動に対し、地元の鶴岡市とともに多額の支援〔県と市 を合わせて毎年 7 億円)を行うほか、研究成果活用のため、コーディネート機能整備、 研究交流活動、研究開発助成等の独自の取組みを行っている。
- ○また、知事をトップとする「山形県バイオクラスター形成推進会議 | 及び「山形県合成 クモ糸繊維関連産業集積会議」を設立し、県を挙げて先導的なバイオ技術を活用した地 域活性化に向けた取組みを進めている。
- ○平成 26 年 8 月、国家戦略特区制度に「次世代イノベーション都市実証特区」をテーマ に、スピーディーな土地利用調整、インターナショナル教育施設の創設、中長期的投資 に係る優遇税制など、企業、人材、資金を集めるための具体的な規制改革等を共同提案 している。

【課題】

- ○政府の成長戦略に適う先端分野で事業化に取り組むベンチャー企業が、海外企業等に先 行して製品化を進め、国際的な優位性を確保しながら産業化を図るためには、多額の研 究開発投資等が求められることから、国策として重点的かつ集中的な支援が必要である。
- ○国際的な競争力を持つ地域の研究機関に対する支援を地方単独で継続していくことには 限界があるため、安定的な研究基盤の確保の観点から、国を挙げた支援が必要である。

山形県担当部署:商工労働観光部 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-3032

東日本大震災に伴う避難者の受入支援に取り組む 地方自治体への財政支援

【内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)】 【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

[提案事項]

東日本大震災に伴う避難者の受入支援に係る多大な財政負担に対する地方交付税及び |災害救助法による財源措置を継続・拡充すること|

【現状・背景】

- ○東日本大震災から4年が経過したが、本県には、福島 県をはじめ被災県から約4千名の方々が、これからの 先行きが見通せないまま避難生活を余儀なくされてい る.
- ○本県への避難者は、住み慣れない場所で精神的に厳し い状況に置かれ、孤立化も懸念されている。また、避 難者のニーズは、家族構成、住環境及び避難元の復興 状況等の違いにより、個別化・多様化している。



知事と避難者との意見交換会

【本県の取組み】

- ○本県では、避難生活の長期化及び県境を越えた広域避 難の現状を踏まえ、山形市や米沢市における避難者支 授センターの設置をはじめ、住宅の提供、就労支援、 情報提供、相談・交流事業の実施など、避難されてい る方々が安心して暮らせるよう、住民、ボランティア 団体、行政機関等が一体となりニーズに応じた支援を 行っている。
- ○平成 25 年 8 月に立ち上げた「やまがた避難者支援協 働ネットワーク」の活動を通して、NPO・ボランテ ィア団体、関係機関、被災県を含む行政機関等の支援 活動に携わる関係者が、情報を共有し、相互に連携・ 協働しながら、避難者のニーズにきめ細やかに対応し た支援の実施に取り組んでいる。



避難者交流支援センター(山形市)



「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の 意見交換会

【課題】

- ○応急的な救助から中長期にわたる生活支援へと質的に 変化しており、災害救助法による救助の枠組みだけでは、受入自治体が多大な財政負担 を懸念しながち支援を行わざるを得ない状況にある。
- ○今後、避難生活の長期化に伴い、民間借上げ住宅の入居者が孤立しないよう、周辺住民 との交流や民生委員等による見守り活動などに係る財政負担について災害救助法の対象 とするとともに、災害救助法の枠組みにない支援については、地方交付税の対象となる ような財源措置の拡充が必要である。

山形県担当部署:環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課復興・避難者支援室 TEL:023-630-3164

総務部 財政課 TEL:023-630-2044

常時観測火山における観測体制の充実・緊急時の対応強化

【内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調查·企画担当)】 【文部科学省研究開発局 地震·防災研究課】 【国土交通省水管理·国土保全局 砂防部、気象庁総務部総務課】

[提案事項]

御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火による被害を最小限にするため、本県の常時観測火山(鳥海山、蔵王山、吾妻山)における観測体制の充実・強化に取り組むとともに、緊急時の対応に向けた資機材等の支援体制の整備を図ること

【現状・背景】

- ○平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火災害を受けて政府が設置した火山防災対策推進ワーキンググループにおいて、火山観測体制や火山防災情報の伝達など6項目について検討が行われ、対応策が取りまとめられた。
- ○本県関係の常時観測火山のうち、蔵王山と吾妻山では、昨年後半以降、火山性微動や火山性地震の発生が増えるなど火山活動の高まりがみられ、蔵王山には、平成27年4月13日に火口周辺警報が発表された。
- ○蔵王山は、「御釜」が観光地となっているほか、火口から6kmの範囲にスキー場や温泉地があり、火口周辺に多くの観光客が訪れる。

【本県の取組み】

○本県では、各火山ごとに設置した火山防災協議会に おいて、最新の科学的知見に基づき策定された火山

や噴火警戒レベルの設定について検討を進めている。



火山觀測用漢望カメラ

○平成27年3月には、宮城県と共同で運営してきた連絡会議を「蔵王山火山防災協議会」へと改組し、警報等の発表基準や入山規制の対応基準を定めるとともに、今後、具体的な避難計画や噴火警戒レベルの設定、ハザードマップの作成などを進めていく。

噴火緊急減災対策砂防計画における噴火シナリオや被害想定を踏まえ、避難計画の見直し

【課題】

- ○火山噴火の予兆現象を的確に把握し、火山の状況等の情報を速やかに地域住民や観光客等 へ伝達するためには、本県の常時観測火山における観測体制の充実・強化は不可欠である。
- ○火山活動の状況によっては、的確かつ迅速な対応のために、土石流や火山ガスを検出・予測する監視機器や、緊急の対応のため、大型土のう・仮設えん堤等の設置などの資機材が緊急かつ大量に必要となり、県単独での対応だけでは対処が困難となることも想定されることから、政府の支援も含めた体制の整備が必要である。

《強化が必要な観測機器》

火山名	機器	現状	必要な強化
1	監視カメラ	・火山監視用の遠望監視カメラを1基設置・土砂災害監視用等のカメラを7基設置	東鳥海馬蹄形カルデラ(新山 周辺)を対象とした遠望監視 カメラの設置
鳥海山	地震計	・ 山体西側及び南側に2基設 置	山体周辺北東側及び山頂付近 への地震計(ハイブリッド強 震計)の設置
蔵王山	監視カメラ	・火口監視カメラは、冬期間 は撤去 ・遠望監視カメラは山体東西 からの監視のみ	・通年運用できる火口監視カメラの設置 ・山体南北からの遠望監視カメラの設置

《強化が必要な観測機器の設置位置》

【鳥海山】



[蔵王山]



山形県担当部署:環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課 TEL: 023-630-2231県土整備部 砂防・災害対策課 TEL: 023-630-2635

総合的な少子化対策の推進

【内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)】 『厚生労働省 雇用均等・児童家庭局』

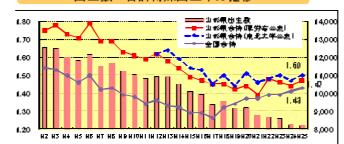
[提案事項]

- (1) 地域が創意工夫して進める少子化対策に対する継続的な財政支援を行うこと
- (2) 政府広報等を通じた、結婚や子育で、家庭を持つ"幸せ"を実感し、前向きにとらえる意識を醸成するポジティブ・キャンペーンについて、政府を挙げて展開すること
- (3) 多様な出会いの場づくりや仲人活動を行う人材の掘り起こし、ノウハウの習得に向けた研修・ネットワーク化に対する支援など、地域における結婚支援事業に対する支援の充実を図ること
- (4) 教育の場における結婚観・家庭観の醸成や、妊娠・出産に関する正しい知識を普及 啓発するセミナーなど、若者のライフデザイン形成支援に取り組むこと
- (5) 三世代同居・近居を促進するだめ、新たな税制度の創設など支援に取り組むこと
- (6) 市町村が設置する子育て世代包括支援センター(日本版ネウボラ)に対する継続的 な財政支援を行うこと
- (7) 公共施設等について、授乳スペースや案内表示など、ハード・ソフト両面から子育 て家庭にやさしい環境整備(子育てバリアフリー)を推進すること

【現状·背景】

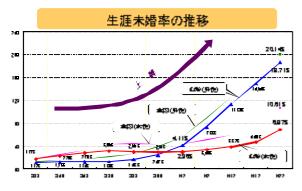
- ○本県の合計特殊出生率は、近年機ばいの状況が続いているが、出生数は、全国を上回る勢いで減少しており、少子化の大きな流れが止まっていない状況にある。
- ○特に、少子化の大きな要因である未 婚化・暁婚化の進行は、生涯未婚率 が男女ともに急上昇していることに 加え、平均初婚年齢も依然として上 昇しており、歯止めがかからない。

出生数・合計特殊出生率の推移



- ※1...版図繁雄

 ○本県は三世代で同居する割合が 21.5%で ※2...業終と地域における手質でに関する意識調査(NGG. ト内間が成析数析的)
 全国 1 位※1 と子育てを支える力となっており、祖父母による育児や家事の手助けについて望ましいという意見も8割を占める※2が、低下傾向が続いている。
- 〇少子化の進行は、過疎化、高齢化等による地域活力の低下や、労働力人口の減少に伴う 経済成長の停滞に加え、単身世帯の増加による家庭の介護力の低下や、年金、医療、介 護などの社会保障制度の不安定化が懸念される。
- ○こうした中、内閣府の「少子化危機突破タスクフォース」による提書等を踏まえて創設された「地域少子化対策強化交付金」及び「地域女性活躍加速化交付金」が平成 26 年度補正予算においても継続されることとなった。



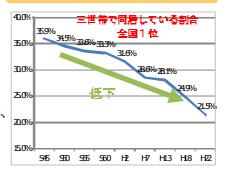


- ○また、政府において、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」が平成 26 年 12 月に策定され、人口減少問題への対応の方向性が示されたほか、新たな少子 化社会対策大綱が平成 27 年 3 月に閣議決定された。
- ○少子化社会対策大綱では、妊産婦等をサポートする子育で世代包括支援センターでの妊娠期から子育で期までの切れ目のない母子保健相談支援を推進することとされた。

【本県の取組み】

- ○少子化の進行する背景に複合的な問題があることから、本県の強みを活かした産業振興による安定的な雇用の創出、結婚支援、子育で支援などの施策を総合的に展開している。 また、平成26年に人口減少対策PTを立ち上げ、対策の強化を図っている。
- ○特に、近年の未婚化・晩婚化の進展を重く受け止め、「結婚支援」として次の施策を総合的に展開している。
 - 新たに設立した「やまがた出会いサポートセンター」を核として、個別のお見合い支援、出会いイベント情報の発信、企業と連携した交流促進、結婚・子育てポジティブキャンペーン事業など、自治体・企業・商工会・農協等と連携した「オール山形」による出会いの機会の提供
 - ボランティアの仲人活動をネットワーク化した「やまがた縁結びたい」への支援
 - ・次代の親としての結婚観・家庭観の醸成に向け、高校生・大学生・専門学校生を対象 としたライフデザインセミナーの実施、乳幼児と児童生徒とのふれあい体験を授業と して実施するなど、将来を見据えたライフデザイン形成の支援
 - ・妊娠・出産等に関する正しい知識の普及啓発
- ○施策の実施にあたっては、合計特殊出生率 1.70 や待機児童ゼロの達成などを県の目標 として掲げ、全庁をあげて取組みを進めている。
- ○三世代同居への支援施策として、住宅リフォームへの 補助や融資金利の優遇、三世代同居の良さや心得などの 情報発信による意識醸成の取組みを進めている。
- ○また、新たな文化施設整備において、子どもが小さいうちでも周りに気がねすることなく一緒に楽しむことができる仕組みづくりや、市町村が設置する子育て世代包括支援センターでの母子保健相談支援、やまがた子育て応援パスポート事業をとおした子育てに優しい店舗の登録、地域ぐるみでの子育て応援、子育て支援における中高年の活躍促進など、子育て家庭にやさしい環境づくりを進めている。

山形県の三世代同居の割合の推移



【課題】

- ○平成 26 年度補正予算において、地方における結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した取組みを支援する「地域少子化対策強化交付金」が継続されたが、少子化対策は短期間で成果が現れるものではなく、地方独自の取組みや、ボランティアによる仲人活動などの多様な取組みに対する政府の継続した支援が必要である。
- ○未婚化・暁婚化対策の取組みは、地域の活性化や社会経済の持続的な発展につながるとともに、一人ひとりの幸せの実現にとって重要な取組みであることから、国を挙げた結婚や子育てに前向きな意識醸成の取組みが必要である。○教育の場において、結婚や子育て、家庭を持つ"幸せ"、妊娠・出産に関する正しい知
- ○教育の場において、結婚や子育て、家庭を持つ "幸せ" 、妊娠・出産に関する正しい知 離を伝えることで、若者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機 会を提供することが必要である。
- ○三世代同居・近居による祖父母からの育児・家事支援への希望も見られることから、三世代同居・近居による家族の絆で支え合う暮らしの普及促進が必要である。
- ○子育て世代包括支援センターの設置や母子保健コーディネーターの配置について、継続 的な財政支援により、市町村の取組みを後押しする必要がある。
- ○子育で期においては、音楽鑑賞やスポーツ観戦等において、周囲への配慮等から行動を制限することが多く、また、公共施設によっては、授乳のためのスペースや乳幼児のトイレがないところもあることから、子育て家庭にやさしい環境づくりが必要である。

山形県担当部署:子育て推進部 子育て支援課 TEL:023-630-2668 子ども家庭課 TEL:023-630-3087

子どもの貧困対策の着実な推進について

【内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)】 【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課】

[提案事項]

子どもの貧困対策を総合的かつ着実に推進すること

- (1) 子どもの貧困の実態を地域別に把握するとともに、そのデータを都道府県に提供す ること
- (2) 貧困の連鎖を断ち切るため、貧困状態にある家庭の子どもの教育費の無償化などの 支援をはじめ、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援など、各種支援策の充 実・強化を図ること
- (3) 児童養護施設等入所児童への支援として、スポーツ少年団や高校での部活動など社 会的な教育に要する費用、自立に向けて地方での就職に不可欠な自動車免許取得費を 措置費の対象に加えるなど、財政支援の充実を図るとともに、社会に巣立った児童が "実家"である施設に帰省し継続的な相談対応を受ける際の費用について、社会全体 で支援がなされる仕組みを構築すること

【現状・背景】

- ○子どもの貧困率は、1990年代から概ね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%と過去最悪 となった。また、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は54.6%と極めて高い水準 にある(平成25年国民生活基礎調査)。
- ○子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖するこ とのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的 に推進するため、平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、 平成28年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。
- ○大綱では、生活保護世帯の子供の高校等進学率など 25 の指標を設定し、その改善に向 けて、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4 つの分野で、関係機関の密接な連携の下、総合的に取り組むこととしている。
- ○児童養護施設入所児童の生活費や教育費については、厚生労働省の基準により国と県が 負担(児童入所施設措置費)しているが、例えば、高等学校の部活動経費は対象外であ るため、中学時代に運動部で活躍した児童でも経済的な理由で部活動を断念しなければ ならない場合が生じるなど、必ずしも十分な支援策が講じられているとは言えない。

【本県の取組み】

- ○県は、市町村と連携し、ひとり親家庭の子どもに 対する学習支援や、高等学校奨学金等の修学支援、 放課後児童クラブ利用料への助成、子育て世帯や ひとり親世帯に対する医療給付、ハローワーク等 と連携した生活・就労相談、母子・父子・寡婦福 祉資金の貸付などを実施している。
- ○平成 27 年度、次期「ひとり親家庭自立促進計画」 H26年度山形県ひとり親家庭実態調査 の見直しと合わせて、子どもの貧困対策に関する
- 今後さらに充実して欲しい施策 (%)

TOTAL DISTRIBUTE CHICAL UPSA	1,00
(上位3つ)	構成比
児童扶養手当の増額	26.9
子どもの学習支援の充実	14.4
ひとり親家庭医療費助成の拡充	11.6

- 県計画を策定し、子どもの貧困対策を積極的に推進していくこととしている。
- ○児童養護施設等入所児童の自立支援に向けて、県単独で、私立高校入学時の納付金、私 立高校生の通学費、県内での就職に不可欠な普通自動車運転免許取得費の一部助成を行 っている。

【課題】

- ○子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条において、都道府県における子どもの貧困対策の計画の策定が努力義務とされているが、地域における子どもの貧困の実態を表すデータがなく、子どもの貧困対策に取り組む際の施策の効果検証が困難な状況にある。
- ○ひとり親家庭の親は、そのほとんどが就業しているものの、年間の総収入は、母子家庭は 200 万円未満が 38.4%、父子家庭は 300 万円未満が 41.8%と低い。また、8割が「生活が苦しい」と感じている(平成 26 年度山形県ひとり親家庭実践調査)。
- ○ひとり親家庭や貧困状態にある家庭にお 対る教育に係る経費を含めた教育の無償 化をはじめ、生活支援、就労支援、経済 的支援等の総合的な支援の拡充が必要である。

世帯		(%)		
	母子家庭		父子家庭	
	山脈県	室	山形県	類
100万円未満	6.2	10.8	4.4	3.1
100万円~200万円未満	32.2	26.4	10.8	8.9
200万円~300万円未満	27.5	26.9	26.6	19.0
300万円以上	34.1	35.9	58.2	69.0

資料: H26山形県以上以親世帯実護調査(H25実績) H23全国母子世帯等調査(厚生労働省、H22実績)

○児童養護施設等入所児童の社会的自立を促進するため、スポーツ少年団活動費や高校生の部活動費、小・中・高校における各種学校納付金など、現在、児童入所施設措置費の対象となっていない経費についても対象とするなど、地域の実情に応じて財政支援を充実させる必要がある。また、施設管理者の中には、施設を巣立った児童に対する継続的な支援を実施したり、お盆や年末年始の休みに事実上の実家である施設に帰省した際に、育ての親として自費で食事を提供する例も見られるため、児童の社会的自立を確固たるものとするためにも、こうした行為に対して社会全体で一定程度支援していくことが必要である。

山形県担当部署:子育て推進部子ども家庭課 TEL:023-630-2008

次代を担う若者政策の充実強化

【内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)】

[提案事項]

- (1) 若者が地域で活躍できる環境づくりの推進や、若者の地域活動への参加促進など、 地域の実情に即した施策を促進するための支援措置を創設すること
- (2) 社会生活への参加に困難を有する若者が安心して生活できる環境づくりを推進する こと
 - ①社会参加に困難を有する若者やその家族に対する相談・支援拠点の設置に対する支援制度を創設すること
 - ②困難を有する若者等を支援する「子ども・若者支援地域協議会」を設置した後の取組みに対する支援施策を講じること

【現状・背景】

- ○人口減少社会にあって、本県の青少年人口(0~29歳)は減少を続け、総人口に対する青少年人口の割合は、昭和43年の48.3%から、平成26年では25.1%と急激に減少している。
- ○こうした中、地域の持続的発展を確保していく ためには、すべての若者が持てる力を十分に発 揮していく体制づくりが極めて重要な課題となっている。
- ○このためにはまず、地域づくりなどに積極的に 取組む若者の活動を応援し、地域の活力づくり を推進していくことが効果的である。
- ○また、ひきこもりなど社会生活への参加に困難を有する若者の増加が指摘されており、こうした若者やその家族が安心して地域で生活できる体制を構築していくことが望まれている。
- ○本県では、子ども・若者育成支援法に基づく「子 ども・若者支援地域協議会」を平成 24 年 8 月に 設置している。

【本県の取組み】

○本県では、平成 27 年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」において、「若者が活躍できる環境づくりの推進」及び「困難を有する子ども・若者や家族への支援」を柱として掲げ、次の施策を講じている。

国難を有する若者への支援拠点 国難を有する若者等 1、607人

《元気な若者等対象》

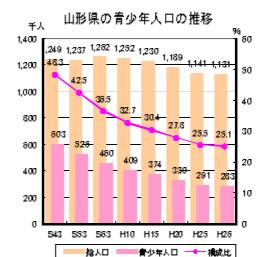
〇やまがた若者チャレンジ応援事業

地域活性化や県政課題への対応に向けた若者の主体的な取組みに対する助成制度の創設 (平成 25 年度~)

≪社会的自立が困難な若者対象≫

○困難を有する若者に関するアンケート調査

ひきこもりなど社会への参加に困難を有する若者の状況について、県内すべての民生・ 児童委員に対するアンケート形式の調査を実施(平成25年度)



〇地域若者安心生活横築推進事業

社会参加に困難を有する若者や家族が安心して生活できる環境づくりを推進するため、 県内4ブロックにNPOとの協働による相談支援拠点を設置し、民生・児童委員等との ネットワーク強化や居場所づくり、訪問支援者の養成など地域の実情に応じた取組みを 実施(平成26年度~)

〇子ども・若者支援地域ネットワーク形成事業

関係機関、民生・児童委員、市町村等との連携、協力による地域支援ネットワークの形成に向け、政府の「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を活用し、有識者からのスーパーバイズ、子ども・若者支援のための人材育成・交流研修会等の取組みを実施(平成 25・26 年度)

【課題】

- ○人口減少社会において、若者などが地域に根ざし、持てる力を発揮して、活き活きと活 罐できる環境づくりを促進するためには、地域の特性に応じた取組みが求められ、こう した地域の取組みを支え、さらに全国に普及・拡大していくことが必要である。
- ○社会生活への参加に困難を有する若者等への支援にあたっては、既に支援活動を行っているNPO等との協働により進めることが有効であり、こうした支援団体に対する継続的な支援体制の構築が必要である。
- ○また、政府の「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」では、地域協議会の設置ま でが支援対象とされているが、人材育成事業をはじめ、協議会設置後における関係機関、 民生・児童委員、市町村等が連携した継続的な取組みが重要であることから、それらに 対する支援が必要である。

山形県担当部署:子育で推進部 若者支援・男女共同参画課 TEL:023-630-2674

自殺防止対策の充実・強化

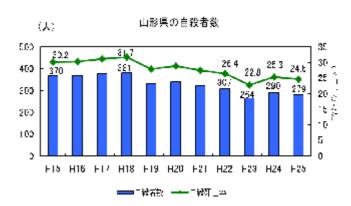
【内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)】

[提案事項]

地域における自殺防止の対策強化に向けて、継続的かつ十分な財源措置を講ずること

【現状・背景】

- ○本県の自殺者数は、平成 18 年をピークに減少傾向となり、平成 23 年以降は 300 人を下回っているが、平成 25 年の自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は全国 6 位と依然として高い状況にある。
- ○年齢階層別にみると、20 歳代男性の 自殺者数が増加傾向となっている。
- ○平成 27 年 2 月に「地域自殺対策強 化交付金」が創設され、従来「地域



自殺対策緊急強化基金」を活用して実施してきた相談支援、人材養成、普及啓発等の自 殺対策については、本交付金を活用することとされた。

【本県の取組み】

- ○本県では、平成 21 年度から「地域自殺対策 緊急強化基金」等を活用し、市町村や民間団 体とともに、相談支援、人材養成、普及啓発 等の総合的な自殺対策を実施している。
- ○平成 26 年度は、若年者やハイリスク者等の ターゲットを絞った対策に重点化を図り、心 の健康インターネット相談や自殺対策インタ ーネットサイトの開設、警察署からの情報提 供に基づく自殺未遂者に対する相談支援の実 施、薬局の薬剤師を対象とした研修等に力を 入れた。



- ○平成27年度は、「地域自殺対策強化交付金」を活用して自殺対策を実施する。
- ○今後も、現在 24.6 である自殺死亡率を平成 29 年に 20.0 まで減少させるという目標の 達成に向け、自殺対策を一層効果的に推進するため、専門職によるきめ細やかなインタ ーネット相談の実施や、関係機関と連携した自殺未遂者相談支援事業の実施等、若年者 やハイリスク者等にターゲットを絞った対策を強化していく。

【課題】

○自殺者数の減少を図るためには、今後も自殺を防止する対策を継続的かつ総合的に実施 していく必要がある。

山形県担当部署:健康福祉部 地域福祉推進課 TEL:023-630-2268

人口減少社会を踏まえた女性の活躍促進

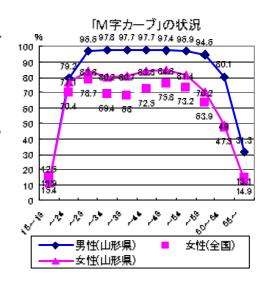
【内閣府 男女共同参画局 推進課】

[提案事項]

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」) に基づく都道府県の推進計画の円滑な策定に向け、政府が策定する基本方針について 検討段階から随時情報提供を行うとともに、企業における女性活躍促進の取組みを拡 大させていくだめ、優れた取組みを行う事業主に対する支援措置を拡充すること
- (2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・子どもの誕生直後から父親が育児参画するための特別な有給休暇を制度化すること
 - ・夫婦に加え、祖父母や兄弟などが出産・育児を支援する年次有給休暇を積極的に取得する国民的キャンペーンを展開すること
 - ・家事育児の阻害要因となる長時間労働を是正するだめに、時間外労働に対する上限 の設定等働き方の見直しを強化すること
- (3) M字カーブ解消に向けた、女性の就業継続・再就職支援
 - ・すべてのハローワークへマザーズコーナーを設置するとともに、マザーズジョブサポート等、育児をしながら再就職を目指す女性のだめの相談窓口の整備やスキルアップ研修等の実施への支援を行うこと
- (4) 地域を男女で支える社会づくりの推進
 - ・女性の就業を支えるとともに、女性が力を発揮している職種でもある保育士、幼稚 園教諭、介護士、司書について賃金水準の向上など更に処遇改善を図ること
 - ・女性の能力や感性を活かし、6次産業やものづくりの分野等における新商品の開発 や起業の創出など、ウーマノミクスによる女性の活躍を更に推進するだめ、地域女 性活躍推進交付金を継続・拡充すること

【現状・背景】

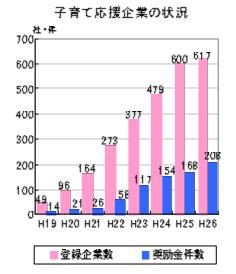
- ○人口の減少に伴い、労働力人口が減少する中、わが 国の活力を維持していくためには、男女ともに働き、 支えあうことが重要である。
- ○本県においては、全国に比してM字カーブの谷は浅く、男女ともに働く社会となっているが、出産・子育で期の30・40歳代で、女性が男性より20ポイント近く低い状況にあり、女性の一層の活躍が望まれる。
- ○こうした状況を踏まえ、昨年度全国知事会として「女性も男性も共に働き共に育むことができる社会 〜女性の活躍 ウーマノミクスで日本を変える〜」 と題して提言を行った。
- ○政府においては、平成27年度から次世代育成支援対策推進法における新たな認定制度(プラチナくるみん)の創設や女性活躍推進法の国会提案、地域女性活躍推進交付金による地域の創意工夫ある取組みへの支援等により推進が図られている。



【本県の取組み】

○ 本県においては、女性の活躍促進を積極的に進める見地から、ワーク・ライフ・ベランスの推進や、取組みを行う企業の認定制度の創設、企業へのインセンティブなどの施策を積極的に進めている。

- ワーク・ライフ・バランス推進協定の締結企業代表・労働団体・行政など6者による「山形県ワーク・ライフ・バランス推進協定」を締結(平成21年度)
- ・ワーク・ライフ・バランス優良企業への知事表彰 働き方の見直し、仕事と生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる企業に対する知事表彰の実施(平成21年度)
- ・山形いきいき子育で応援企業制度の充実 企業の取組みの充実度に応じ、宣言企業、実践 (ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業の 3 段階に認定する「山形いきいき子育で応援企業 認定制度」を創設(平成25年度)するとともに、 小学校就学前の子を養育する女性を雇用した場合 の奨励金の新設や男性の育児休業取得に対する奨 励金を拡充(平成27年度)等による、企業の取組み に対するインセンティブの充実化
- ・マザーズジョブサポート山形の設置と機能の拡充 これから働こうとする女性一人ひとりのニーズに 応じた就業のワンストップ支援窓口を設置(平成 26年9月)するとともに県内各地域においての出 張相談や出張セミナーを実施(平成27年度)



【課題】

- ○女性活躍推進法案によれば、地方公共団体においても、特定事業主としての行動計画策定の義務付けや、地域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされる予定であるため、速やかな政府の基本方針の策定と、都道府県が推進計画策定を推進するための情報提供や助言等の支援が必要である。
- ○ワーク・ライフ・バランスの前提となる仕事と家庭の両立のため、男性も主体的に育児 に参画するための有給の育児参画休暇制度の創設や年次有給休暇を取りやすい環境づく りが必要である。さらに、家事育児を阻害している長時間労働を是正する強力な取組み が必要である。
- ○女性の再就業を支援するマザーズハローワークの設置数は、全国544か所のハローワークのうち、180か所(H26.9現在)に留まっている。平成27年度は4ヵ所の増設が予定されているものの、育児をしながら再就職を目指す女性の負担軽減ときめ細やかな支援のためには、すべてのハローワークへのマザーズコーナーの設置が必要である。加えて、都道府県がハローワークと連携して設置している就業のワンストップ窓口は、いずれは働きたいがまだ十分な準備が整っていない女性の相談窓口として重要であるため、継続的に運営していくための支援が必要である。
- ○育児や介護が必要な家族を抱える者が仕事との両立を図るためには、育児を支える保育士、介護を支える介護福祉士の役割が重要であるが、国家資格の必要な専門職でありながら、賃金が低く抑えられる傾向があるため、その専門性を正当に評価するとともに、賃金水準向上等の処遇改善が必要である。
- ○特に地方において重要な産業である農業分野での女性の活躍を促進していくためには、 加工・流通・販売など6次産業における女性の活躍促進が非常に重要であり、こうした 取組みを支援する仕組みの一層の充実が必要である。
- ○地方における女性の活躍促進を支える財政支援として、平成26年度補正予算において「地域女性活躍推進交付金」が創設されたが、本交付金は10分の8の補助率となっている。財政基盤がぜい弱な自治体においても地域経済活性化のためのウーマノミクスを推進していくためには、全額国庫負担による支援が必要である。

山形県担当部署:子育で推進部 若者支援・男女共同参画課 TEL:023-630-2674

子ども・子育で支援新制度における施策等の拡充

【内閣府 子ども・子育で本部】 【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課、育成環境課】

[提案事項]

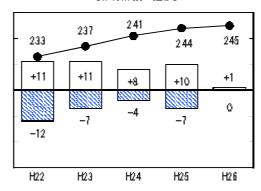
平成 27 年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」において、教育・保育の「質の改善」や、保育所の新設など「量の拡大」に向けた取組みをより一層推進すること

- (1) 保育所における保育士の配置基準の改善(1・2歳児5名に対し保育士1名など) を確実に実施すること
- (2) 保育士の処遇改善など保育士確保に向けた施策を確実に推し進めること
- (3) 放課後児童クラブ支援員等の処遇向上施策の充実、及び放課後児童クラブにおける 障がい児の受入へ対応するだめ、受入人数に応じた支援制度を拡充すること
- (4) 新制度の推進に当たっては、地域子ども・子育で支援事業や市町村整備計画に基づ く保育所等整備事業も含め、滞めなく実現できる確実な財源を確保すること

【現状・背景】

- ○政府は、少子化の進行や待機児童問題など を踏まえ、平成 27 年度から「子ども・子育 て支援新制度」を本格実施し、「幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援の総合的な推進」と「教育・保育の質的改善、量的拡大」を図っている。
- ○「幼児教育・保育・地域の子ども・子育て 支援の総合的な推進」に向けては、市町村 が地域の実情に応じた保育サービス等の計 画を策定し、認定こども園、幼稚園、保育 所で共通の保育サービスを提供する枠組み (施設型給付)に見直されるとともに、小 規模保育や家庭的保育事業等による支援の

【保育所数の推移】



──新設 統廃合による滅 ─● 保育所数

仕組み(地域型保育給付)が創設された。また、地域で子育てを支援する放課後児童クラブ等については、市町村の実情に応じた実施を支援することとされた。

- ○また、「質的改善」に向けては、全国的に保育士や指導員の処遇改善が求められる中、 3歳児について 15:1 で職員を配置する場合の加算制度の創設や国家公務員給与の改定 の反映も含めると5%の給与の改善等が実施されることとなった。一方、「量的拡大」 に向けては、市町村が、ニーズ調査をもとに待機児童の状況や地域のニーズに合わせて 施設や事業を確保することとされた。
- ○一方、保育の受け皿が確保されていく中、保育を支える保育士の確保が急務になっている。平成 26 年 12 月時点で、山形県の保育士の有効求人倍率は 1.44 で、前年同期の 1.11 を大きく上回っている。国においては、平成 27 年 1 月 14 日に「保育士確保プラン」を策定し、保育士確保に向けた施策を強力に推進することとしている。
- 〇こうした制度改革は財源の確保を要し、政府は、平成 27 年度については量の拡充が途上にあるため、消費税増収分を充てて実施する質の改善のための財源を確保したが、平成 28 年度以降の財源確保については不透明である。

【本県の取組み】

○安心こども基金を活用した事業として、市町村と連携 した施設整備に加え、保育士の給与等処遇改善のため の支援、コーディネーターの配置や研修による再就職 支援を実施し、保育士の処遇改善や人材確保に努めて いる。

	1.1人(本鉄 ル 里 ノ ノン XXV) 1E1971						
ſ		放課後児童	登録児宣教(人)				
	年度	クラブ数		うち			
l		クラン ax		章がい児			
ľ	H22	235	8, 982	135			
ſ	H23	248	9,375	184			
ĺ	H24	257	9,993	212			

○県単独事業として、産休等の代替職員を臨時採用する 126 1

際の人件費や、年度途中からの保育所入所に対応するために、あらかじめ年度当初から 保育士を採用する際の人件費について補助している。保育士の確保に向けては、平成 27 年度から、保育士養成施設や市町村等の関係機関で構成する「保育士確保推進会議」 を設置し、多角的な視点で保育士の就業を支援する「保育士サポートプログラム」の策 定に取り組むとともに、プログラムの策定に先行して、若年保育士の正規雇用を増やす 場合に奨励金を交付する若年保育士正規雇用化促進事業、新任保育士を対象に合同入職 式を開催する新任保育士ネットワーク形成促進事業等に新たに取り組んでいる。

○県内市町には、保育の質の向上のため独自の保育士配置基準を設定し、加配していると ころもある。

【(例) 0 歳児 3:1⇒2:1 1 ・ 2 歳児 6:1⇒5:1、4:1 3 歳児 20:1⇒15:1

○経営基盤が脆弱である放課後児童クラブについては、国庫補助事業に先行して、県単独事業として、指導員への給与を上乗せして支援する処遇改善のための事業や小規模なため国庫補助の対象とならないクラブへの運営支援を実施している。また、放課後児童クラブの障がい児の受入推進のため、国庫補助に加え、3人以上の受入れを行っているクラブに対し、受入人数に応じた支援を実施している。

【課題】

- ○保育所において個々の児童の状況に応じて安全できめ細かな保育を確保するためには、 現在の国の保育士配置基準では保育士の負担が大きく、配置基準の見直しが必要である。
- ○保育士は他職種に比べ給与水準が低いことから、更なる処遇の向上が必要であるととも に、保育士の有効求人倍率は全国平均で 2.06 倍 (平成 26 年 12 月時点)、東京都にお いては5 倍を超しており、全国で保育士の奪い合いが起きていることから、人材育成も 含めた総合的な保育士確保に国を挙げて取り組む必要がある。
- ○平成 26 年度から 18 時半を超えて開所する放課後児童クラブに対して処遇改善経費を支援しているが、人材の確保に向け、更なる拡充が必要である。
- ○「障がい児受入推進事業」において、専門の知識を有する指導員1名分のほか、5人以上の障がい児を受け入れる放課後児童クラブについて職員1名分を追加配置する補助制度が創設されたが、受入人数を細分化した制度とする必要がある。
- ○新制度施行後も、保育ニーズに対し的確に対応するため、地域子ども・子育で支援事業 及び市町村整備計画に基づく保育所等整備事業への交付金について、確実に財源を確保 する必要がある。

山形県担当部署:子育て推進部 子育で支援課 TEL:023-630-3073

内閣府-17

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府 消費者庁 総務課、消費者教育・地方協力課】

[提案事項]

消費者を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増すものと考えられることから、各都道府県において現在実施している消費者行政サービスを継続できるようにするため、相談体制の維持や消費者教育の推進などに必要となる交付金の予算額を毎年度確実に確保すること

【現状・背景】

- ○政府では、高齢者の消費者被害の深刻化等を踏まえ、地方公共団体が行う消費者の安全・安心の確保に向けた取組みを支援するため、平成 27 年度より地方消費者行政推進交付金(以下「交付金」という。)を創設し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ、消費者教育の推進等を支援している。
- ○県及び市町村では、交付金の活用により、 県内の各地域において一定水準の消費者行 政サービスを提供する体制が保たれている。

消費生活相談のネットワークを充実強化 20年度 📗 🔲 🖺 **州省**华区(2) =世中思区水 ⇒ >4500 =di:104/65 最上绝区 ·蒙生活相广复 当"生活相象"。 =帰10 △ ○市: 10 △ **止内绝**区)県:10人 =1/11:224 海外在教育推進几 村面地区 P(3) - 株田道道 2県325所 = ボッケ所 गट ाम इटकी ⇒स्थानस् 元HT: 1/5/H 僧似的区 他ので利益を用いた。 どこに開かったもったのかれか 划划内部分的 《27代题》、原有 空財。セーフルースのを整備

【本県の取組み】

- ○県では、交付金を活用し、複雑化・多様化 する消費生活相談、悪質商法や製品事故、 架空請求などの消費者問題へ対応するため の消費生活センター設置拡大など相談体制 の充実や、消費者問題解決力の高い地域社 会づくり、高齢者の見守り活動の促進など の消費者行政の機能強化を推進している。
- ○平成 26 年3月に「山形県消費者教育推進 計画」を策定し、ライフステージに応じた 出前講座の開催等により、消費者教育・啓 発を推進しており、27 年度からは県内4



地区にコーディネーターの役割を果たす消費者教育推進員を配置している。

【課題】

○県及び市町村は、新たな相談員の雇用・資質の向上、相談窓口の整備、連携体制の強化など消費者行政の機能強化に努めており、一定水準の消費者行政サービスを継続的に提供していくためには、引き続き政府による財政支援が必要である。

山形県担当部署:環境エネルギー部 危機管理・くちし安心局 くちし安心課 TEL:023-630-3306

詐欺・悪質商法対策の充実、強化

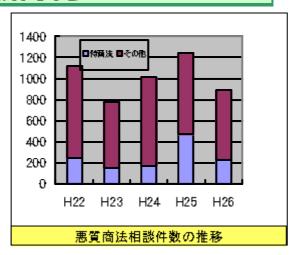
【内閣府 消費者庁 消費者教育·地方協力課】 【警察庁 生活安全局 生活安全企画課】

[提案事項]

特殊詐欺事犯や特定商取引等事犯の悪質商法に迅速・適切に対応するため、対策に有用なPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)について、都道府県警察がデータを活用できるよう、アクセス権を拡充すること

【現状・背景】

- ○昨年、全国における特殊詐欺事件の被害金額が 500 億円を超え過去最悪を記録した。本県にお いても、発生件数は 48 件、被害金額は約1億 8,300 万円に及ぶ深刻な現状にあり、特に高齢 者の被害が半数を超えるなど、その悪質な手口 は大きな社会問題となっている。
- ○本県警察で受理した悪質商法に係る相談は、過去5年の平均が約 1,000 件、平成 26 年中も890 件に及ぶなど、高水準で推移している現状にある。このうち利殖勧誘事犯に関する相談は、平成 26 年中 114 件を受理し、検挙事件に



おける被害総額が約 2,650 万円に上るほか、高齢者が被害に遭いやすい特商法違反事件についても、過去 5年平均で年 200 件を超える相談を受理している。

- ○本県警察では、県、市町村の消費生活センターと連携を図るなどの被害防止対策を講じているが、相談の中には、全国的な発生が懸念されるものもあり、先制的な広報啓発活動を実施するためには、全国的な被害状況等をいち早く把握する必要がある。
- ○独立行政法人国民生活センターと消費者庁が連携して運用しているPIO−NET(全 国消費生活情報ネットワーク・システム)は、全国の利殖勧誘事犯や特定商取引等事犯 の悪質商法等に関する消費生活相談情報を蓄積しているが、アクセスが中央省庁等のみ に限定されている現状にある。

【本県の取組み】

- ○平成 23 年 9 月から、県及び市町村の消費生活センター等から「消費生活侵害事犯情報 提供カード」により、県警察に情報提供がなされる枠組みを構築した。
- ○警察安全相談等で認知した悪質商法事犯については、犯罪利用口座の凍結依頼、金融機関窓口への振込時の声かけ要請、高齢者に対する「預金小切手」による払戻し、配達事業者に対する代金引換サービス契約申込時の審査の厳格化と悪質業者との契約解除の要請等、犯罪の未然防止や被害の拡大防止、被害回復に向けた対策と積極的な事件化を図っている。

【課題】

○全国的傾向を踏まえた先制的な広報啓発活動や昼夜・休日を問わず寄せられる相談事案 への迅速・適切な対応を実現するためには、PIO-NETに蓄積された情報のリアル タイムの参照が有効であり、都道府県警察へのアクセス権の拡充が必要である。

山形県担当部署:警察本部 生活環境課 TEL: 023-626-0110 (内線 3161)